様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

津南町子育て世帯移住支援金交付申請書

津南町長　様

　津南町子育て世帯移住支援金交付要綱の規定に基づき、支援金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

１　申請者欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 性別 | 生年月日 |
| 氏　　名 | 印  |  | 西暦　　年　月　日 |
| 住　　所 | 〒 | 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |

２　支援金の内容（該当する項目に○を付けてください）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 支援金の種類 | 就業 ・ 起業テレワーク ・ 関係人口 | 同時に移住した家族の人数（１の申請者は含まない） | 人 |
| 上記世帯の人数のうち18歳未満の者の人数 | 人 |

３　交付申請額

|  |  |
| --- | --- |
| 申請額 | 　　　　　　　　　　　　　円 |

４　各種確認事項（該当する項目に○を付けてください）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 別記１「支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について | Ａ．誓約する | Ｂ．誓約しない |
| 別記２「本事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について | Ａ．同意する | Ｂ．同意しない |
| 同一世帯で津南町移住・就業等支援事業補助金交付要綱に基づく補助金を受給した者がいないことについて | Ａ．いない | Ｂ．いる |
| 申請日から５年以上継続して、津南町に居住する意思について | Ａ．意思がある | Ｂ．意思がない |
| 申請者を含む世帯員全てが暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことについて | Ａ．該当する | Ｂ．該当しない |
| 申請者が申請日において町が定める特定の公務員でない、かつ、申請者が申請日から１年以内に町が定める特定の公務員となる見込みがないことについて | Ａ．該当する | Ｂ．該当しない |
| （就業・起業の場合のみ記載）申請日から５年以上継続して就業・起業する意思について | Ａ．意思がある | Ｂ．意思がない |
| （就業の場合のみ記載）就業先の法人の代表者又は取締役等の経営を担う者との関係 | Ａ．３親等以内の親族に該当しない | Ｂ．３親等以内の親族に該当する |
| （テレワークの場合のみ記載）津南町への移住について | Ａ．自己の意思である | Ｂ．所属からの命令である |

※　各種確認事項の「Ｂ」に〇を付けた場合、支援金の交付対象となりません。

５　移住元の住所

|  |  |
| --- | --- |
| 住　所 | 〒 |

６　（テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務先部署 | 　 |
| 住所 | 〒 |
| 勤務先へ行く頻度 | 週 ・ 月 ・ 年　　　回程度 ／ 行くことはない ／ その他（　　　　　　　） |

７　（関係人口要件の申請による移住者のみ記載）関係人口要件の該当について

|  |  |
| --- | --- |
| 該当要件（あてはまるものにチェック） | 移住時点の年齢が45歳以下で、次に掲げる事項のいずれかに該当する者□移住する前年以前に2回以上津南町にふるさと納税をしたことがあり、かつ移住する前に津南町への来訪経験がある者□移住するまでに津南町お試し移住体験住宅を利用した者□移住するまでに津南町又は津南町移住サポーターが主催する移住体験ツアーに参加した者□移住するまでに津南町移住コーディネーター又は津南町移住サポーター同伴のもと津南町内を現地視察した者 |
| 確認者名（課名・氏名） |  |

※町担当者が過去の履歴をもとに関係人口要件を満たすかどうかの確認を行います。その際、場合によっては要件を証明するための書類等の提出を求めることがあります。

◎添付書類

(1)　写真付き身分証明書の写しその他の提示により本人確認できる書類の写し

(2)　移住先の住民票(申請者を含む世帯員全員分)

(3)　移住元の住民票除票の写し(申請者を含む世帯員全員分)

(4)　移住元の市区町村における納税証明書(申請者を含む世帯員全員分)

(5)　別表第１に掲げる証明書類等

(6)　その他町長が必要と認める書類

別記１　支援金の交付申請に関する誓約事項

　１　本事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び津南町から調査を求められた場合には、それに応じます。

　２　以下の場合には、津南町子育て世帯移住支援金交付要綱の規定に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。

1. 虚偽の申請等を行っていた場合：全額
2. 支援金の申請日から３年未満に津南町から転出した場合：全額
3. （就業の場合のみ）支援金の申請日から１年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
4. 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
5. 支援金の申請日から３年以上５年以内に津南町から転出した場合：半額

別記２　本事業に係る個人情報の取扱い

　　新潟県及び津南町は、本事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　　また、新潟県及び津南町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住・就業等支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。